

2. 認知症の進行に合わせて受けられるサービスの例

認知症の進行に応じた変化	もの忘れかな?【軽度認知障がい(MCI)~認知症初期】	そろそろ見守りが必要【認知症初期~中期】	日常生活に手助けが必要【認知症中期~後期】	常に介護が必要【認知症後期】	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れの自覚があり、不安になる ・「頭がもやもやする」など訴える ・もの忘れ ・「あれ」がない「これ」がないと物を探す ・薬の飲み忘れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じことを何度も言う、聞く ・買い物で小銭を出さない ・同じ料理が続く ・火の消し忘れ ・昔のことは覚えているが、最近のことは覚えていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に合った服装ができない ・道に迷う ・お風呂に入ろうとしない、入らない ・一人でいると不安感あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えやトイレが自分一人ではできない(理解や動作が難しい) ・家の中でもトイレの場所が分からない ・日にちや季節が分からない ・さっき食事をしたことなど少し前の出来事をすぐに忘れてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しい人の顔も分からなくなる ・会話での意思疎通が難しくなる ・食べ物や薬を飲みこまなくなる ・尿意、便意が乏しくなる ・ほぼ寝たきり状態になる(食事、排泄、着替え、入浴に介助が必要)

家族も不安が強くなります。 **抱え込みすぎないようにすることが大事**

「介護ってどうするの?」「仕事と介護、両立できる?」

重要! 家族や周囲の人の「認知症」の理解がその後の症状の程度に影響します

覚えていない、分からないことが増えると、一人でいることに不安を感じます。寄り添ってくれる人を増やして不安を軽減しましょう

本人の「できないこと」「分からないこと」が増え、介護に疲れが出る

介護者の健康管理をしましょう
介護サービス等を利用し、介護者自身がゆっくりした時間を持つことも大切です

訪問診療や通所サービスなどを利用し、自宅で暮らし続けることもできます

認知症に関する講演会やオレンジカフェ等に参加すると、色々な情報が得られます

本人やまわりの人が やっておきたいこと、決めておきたいこと

- 今まで行ってきた活動や交流は続けましょう
- 外出など外に出る機会をもちましょう
- 予定管理や買い物などではメモを活用しましょう
- かかりつけ医に相談してみましょう
- 本人の話をじっくり聞きましょう
- 日頃から人生の最終段階の対応について話し合いをしておきましょう
- 運転に不安を感じたら、運転免許センターに相談しましょう

例えば...

- 金銭管理 (成年後見制度)
- 医療 (服薬、受診支援)
- 住まい (在宅か施設か)
- 栄養 (胃ろうなど)

- 一人でやるのが難しいことは、周囲の協力や支援を受けてやってみましょう
- 「本人らしい生活」を送れるようまわりの人と一緒に考えていきましょう
- 施設入所を希望する場合は、早めに施設見学をしておきましょう
- 在宅介護を希望する場合は、サービスを十分検討しましょう

=本人
=まわりの人

介護保険	申請の検討・相談	介護認定を受ける	介護サービスの利用
予防	健診 生きがい活動 老人クラブ いきいき百歳体操 ふれあいサロン オレンジサロン 生きがいデイサービス		
相談	おたっしや本舗(地域包括支援センター) もの忘れ相談会 認知症初期集中支援チーム	オレンジカフェ 佐賀県認知症コールセンター 認知症のひとと家族の会 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	
見守り	認知症サポーター 民生委員 警察 消費生活センター 見守りキーホルダー 高齢者見守りネットワーク		
医療	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局	認知症サポート医・認知症専門医・認知症患者医療センター 精神科医 訪問看護 訪問薬剤師 訪問診療・訪問歯科診療	
生活支援	支えあいセンター※1(買い物・ゴミ出し等) 軽度生活支援事業 生活管理指導短期宿泊事業 配食サービス 移送サービス 紙おむつ給付		
権利擁護	あんしんサポート 成年後見制度		
介護※2		居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) 訪問介護 訪問看護 通所介護(デイサービス) 通所リハビリ(デイケア) 短期入所(ショートステイ) 小規模多機能型居宅介護	
住まい	ケアハウス(軽費老人ホーム)	サービス付き高齢者向け住宅 住宅型有料老人ホーム 介護付き有料老人ホーム グループホーム 老人保健施設 特別養護老人ホーム	

※1 利用には一定の条件があります。詳しくは、小城市役所 高齢障がい支援課またはお住まいの地域のおたっしや本舗へご相談ください。
※2 掲載している以外にも利用できる介護保険サービスがあります。詳しくは「介護保険べんり帳」をご覧ください。